

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定/実施します。

1、計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日

2、目標と取組内容

◎目 標

管理職の女性労働者を1人以上増やす。

◎取組内容

2022年4月以降：所属部署の女性割合仕事内容等の検証及び見直しを行う。

2023年4月以降：男女公平な部署配置、仕事内容の検証を行う。

2024年4月以降：管理職候補となる男女労働者に対して管理教育を実施する。

以上